

議案第80号

東近江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年東近江市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「460,000円」を「50万円」に、「390,000円」を「42万5,000円」に、「370,000円」を「40万5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市特別職報酬等審議会の答申に基づき議長、副議長及び議員の議員報酬の額を改定したく、本議案を提出するものである。